

限度額適用認定証の申請チェックリスト

STEP1 マイナ保険証を使うなら申請が要らないか・70歳以上の区分を確かめる | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 3

① マイナ保険証で受診できるか 3つとも✓なら、多くの場合は申請しなくても窓口の支払いが限度額まで

☐	マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を持っている 従来の健康保険証は令和7年(2025年)12月1日で有効期限が満了。マイナ保険証を持っていない人は「資格確認書」で受診する(厚生労働省)
☐	受診する医療機関・薬局が、マイナ保険証で受付できる(オンライン資格確認を導入している) 導入していない医療機関では、事前に申請した認定証を窓口に出す(協会けんぽ・複数の市区町村)
☐	協会けんぽの人:協会けんぽにマイナンバーが登録されている 登録がない場合は、事前の申請が必要(協会けんぽ)

マイナ保険証なら(厚生労働省)

- 限度額適用認定証がなくても、公的医療保険が適用される診療は限度額を超える分を支払う必要がない。免除は同じ月・同じ医療機関の支払いに限る。
- 限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証・高齢受給者証を窓口に出す必要もない。入院時の食費負担や差額ベッド代等は、自己負担限度額の対象外。

② マイナ保険証があっても、申請や認定証が要る主な場合 当てはまるものに✓

☐	協会けんぽで、被保険者が低所得者(住民税の非課税者など)に当たる マイナ保険証を利用できるかどうかに関わらず「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続きが必要(協会けんぽ)
☐	住民税非課税世帯で、過去12か月の入院日数が90日を超え、入院中の食事代の減額を受けたい マイナ保険証でも長期入院の申請が必要と案内する市区町村が複数ある。協会けんぽも入院期間を証明する書類を求めている

※国民健康保険の保険料に滞納(未納)があると、認定証の交付や限度額の適用を受けられない場合があります(市区町村の案内。対象の年齢・世帯は市区町村で確認)。

③ 70歳以上の人(マイナ保険証を使わない場合) 区分を決めるのは加入している健康保険

加入先	申請がいらぬ区分	申請が必要な区分
協会けんぽ(70～74歳)	一般・現役並みⅢ(資格確認書と高齢受給者証で、支払いが限度額まで)	現役並みⅠ・Ⅱ(限度額適用認定証)／低所得者(マイナ保険証の可否に関わらず減額認定証)
国民健康保険(70～74歳)	一般・現役並みⅢ	現役並みⅠ・Ⅱ、低所得Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)
後期高齢者医療(75歳以上など)	一般・現役並み所得者3	上の区分以外でマイナ保険証を持たない人は、限度区分を記載した資格確認書を申請

わが家のメモ(加入している健康保険を確かめる)

保険者の名前(資格確認書・マイナポータルで確認): ☐ 資格確認書 ☐ マイナポータル ☐ 資格情報のお知らせ

保険者に確認した所得区分・申請が要るかどうかが(区分は保険者が決める。上限額は www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-ryouyouhi)

限度額適用認定証の申請チェックリスト

STEP2 加入している健康保険ごとの申請先と、用意するもの(自分の加入先に✓)

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 3

☐ 協会けんぽ(全国健康保険協会)

申請先:加入している協会けんぽの支部(支部は「資格情報のお知らせ」かマイナポータルで確認)。紙の申請書は支部へ郵送、または電子申請(提出先を選ぶ必要なし)

- ☐ 健康保険限度額適用認定申請書(被保険者が低所得者の場合は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」)
- ☐ 被保険者のマイナンバーを書いた場合は、本人確認書類貼付台紙(記号・番号を書けばマイナンバーの記入は不要)
- ☐ 減額認定で、マイナンバーによる非課税情報の照会を希望しない場合は、(非)課税証明書
- ☐ 長期入院(申請月以前の1年間で90日を超える入院)の人は、入院期間を証明する書類(入院期間が書かれた領収書など)
- ☐ 代理人が出す場合は、委任状(任意様式)と写真付き身分証明書のコピーなど

※申請書の様式・記入例は、協会けんぽのホームページ(申請書>健康保険給付の申請書)から入手する。低所得者は「健康保険限度額適用認定申請書」では申請できない。

.....
メモ(申請先の名前・問い合わせた日・聞いたこと):

☐ 健康保険組合

申請先:資格確認書などに書かれている「〇〇健康保険組合」

- ☐ 申請書の様式と入手先を、健康保険組合に確認する
- ☐ 必要書類と有効期間を、健康保険組合に確認する

.....
メモ(申請先の名前・問い合わせた日・聞いたこと):

☐ 共済組合

申請先:資格確認書などに書かれている「〇〇共済組合」

- ☐ 申請書の様式と入手先を、共済組合に確認する
- ☐ 必要書類と有効期間を、共済組合に確認する

.....
メモ(申請先の名前・問い合わせた日・聞いたこと):

☐ 国民健康保険(市区町村)

申請先:住所地の市区町村の国民健康保険の窓口(郵送で受け付ける市区町村もある。申請書の入手方法・オンライン申請の有無は市区町村ごとに違う)

- ☐ 資格確認書など(郵送の場合は写しを求める市区町村がある)
- ☐ 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- ☐ マイナンバー(個人番号)が分かるもの

※住民税非課税世帯には、入院中の食事代の減額を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付される。保険料に滞納(未納)があると、認定証の交付を受けられない場合がある(対象の年齢・世帯は市区町村で確認)。

.....
メモ(申請先の名前・問い合わせた日・聞いたこと):

☐ 後期高齢者医療(広域連合・市区町村)

申請先:お住まいの市区町村の後期高齢者医療の窓口(郵送で受け付ける市区町村もある)

- ☐ 限度区分を記載した資格確認書の申請書(市区町村・広域連合の様式)
- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など)

※令和6年12月2日から、後期高齢者医療では限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証の新規交付が終わり、代わりに資格確認書に限度区分を併記できる。マイナ保険証で受診する人は事前の申請は不要。

.....
メモ(申請先の名前・問い合わせた日・聞いたこと):

限度額適用認定証の申請チェックリスト

STEP3 有効期間と更新・申請が間に合わなかったとき・入院前のメモ

ふれあいの丘
生前整理支援センター
3 / 3

有効期間と更新 協会けんぽ・国民健康保険の認定証は、申請した月の1日から有効。前の月にはさかのぼれない

加入先	いつからいつまで
協会けんぽ	限度額適用認定証：申請書を受け付けた月の1日から最長1年間。令和8年8月から交付される分は、令和9年8月の所得区分の見直しのため最長で令和9年7月31日まで（その後も必要なら令和9年8月以降に新たに申請）。 減額認定証：申請月の1日から、初めて来る7月末日まで。使わなくなった・期限が過ぎた認定証は支部へ返却。
国民健康保険	申請した月の1日から7月末日までとする市区町村がある。引き続き必要なら再度申請する。
後期高齢者医療	限度区分を記載した資格確認書は、一度併記を申請すると更新の際も引き続き併記される、と案内する広域連合・市区町村がある。自分の場合は市区町村に確認。
健康保険組合・共済組合	加入している組合に確認する。

申請が間に合わなかったとき（協会けんぽの説明）

- 認定証は前月以前にさかのぼって使えない。適用されなかった分は、後日、高額療養費の支給申請をして払い戻してもらう。
- 窓口での負担軽減は、医療機関・薬局ごと、入院と通院（外来）別。同じ月に複数の医療機関でそれぞれ21,000円以上の自己負担があり、自己負担限度額を超えるときは高額療養費の支給申請が必要。
- 差額ベッド代などの保険外の負担や、入院時の食事負担額等は対象外。

入院前のメモ 書いた内容は手元に残るだけです

入院先（医療機関名）	
入院予定日・手術予定日	
加入している健康保険（保険者名）	
保険者に確認した所得区分	
申請が要るか	☐ 要らない（マイナ保険証で受診） ☐ 要る ☐ 保険者に確認中
申請日・申請方法	☐ 窓口 ☐ 郵送 ☐ 電子申請・オンライン 申請日： 年 月 日
交付日・有効期限	交付日： 年 月 日 有効期限： 年 月 日
窓口にとっていくもの	☐ マイナ保険証 ☐ 資格確認書 ☐ 高齢受給者証（70～74歳） ☐ 限度額適用認定証・減額認定証 ☐ 限度区分を記載した資格確認書（後期）

問い合わせメモ（いつ・どこに・聞いたこと）

.....

.....

.....

このチェックリストについて

厚生労働省・協会けんぽの公開情報と、複数の市区町村・広域連合の案内に共通する内容（2026年10月4日確認）をもとにした一般的なチェックリストです。申請書の様式は含みません。申請が必要かどうか、所得区分、必要書類、有効期間は、加入している健康保険（保険者）・お住まいの市区町村に必ず確認してください。自己負担額の計算はしていません。